

Ⅱ【つなげる】 様々な活動・力をつなげ、結集して、持続可能で、魅力あふれる地域を創る

目指す将来の姿

- ★ 既存の枠にとらわれない産業間の連携等による新産業の展開を目指します。
- ★ 地域づくりを自発的に行う理解を浸透させ、NPO、住民団体、地域活動を行う者・団体等が積極的に地域活動に関与する社会となることを目指します。NPO等の実情に応じ、柔軟に協定等を活用した協働モデルを展開したり、県民、NPO等の政策提案等を受け、行政と県民、NPO等が協働して事業展開するような社会となることを目指します。これらのように、行政と県民、NPO等との協働が当たり前であるような社会の実現を目指します。
- ★ 県、市町村、関係機関等の連携した取組を進め、IJUターン、二地域居住などの新しい住民の増加を目指します。
IJUターンされた方が地域に溶け込み、地域が活性化することを目指します。
- ★ 中山間地域と都市地域とがお互いを支え合うネットワークを強化します。人口減少が進んでも、健康で、暮らしに不安感無く、交流しながら生活できるような地域をつくりまします。
- ★ 県内の「顔が見えるネットワーク」を県内で閉じたものとはせず、県外や北東アジア、更には世界全域に広げます。また、新たに鳥取県に来た人や、新たに鳥取県を知り、関わりをもった人も入りやすく、ともに活用して活動・活躍できるネットワークをつくることを目指します。
- ★ 鳥取県の産業活動等の骨格である高速道路網の整備など、高速交通体系の整備を進め、県内の時間的距離を大幅に短縮します。
県外・国外との接続の利便性を向上させ、県内外・国内外との交流の一層の進展を目指します。県内の情報通信格差を無くし県民生活の利便の向上、産業の活性化を目指します。
- ★ 身近な範囲で暮らせるコンパクトなまちづくりを進めます。中心市街地の活性化を進め、人が集まり、人でのびのびと暮らせるまちづくりを進めます。
- ★ 企業と県民、行政等が連携し、企業の公益活動・社会貢献活動を展開することを目指します。

主な成果（参考）

- 地域の資源や技術の組み合わせによる「コラボ産業創造構想」
 - ・ 6次産業化法・地産地消法による 認定件数 19件（H23～H25年度末）
- 協働連携社会の実現
 - ・ 「鳥取県民参画基本条例」の制定（H25.3）
 - ・ 公園・河川敷等の公共土木施設の維持管理を行う団体（スーパーボランティア）倍増（8団体⇒16団体）H26.9
- 定住人口の減少を食い止め、新しい住民の増加「とっとり来楽暮（こらぼ）」
 - ・ U I J ターンによる定住・二地域居住者数 3,335人 H19～25年度（目標 1,000人（H19～30年度の累計））
- 中山間地域の「持続可能な地域づくり」
 - ・ 中山間見守り活動に参加する企業数 57社 H26.9（目標 30社（H30までの累計））
 - ・ 農山村ボランティアの派遣 延べ 2,714名（H21～25年度）
- 交通基盤・情報基盤の充実
 - ・ 航空便数・搭乗者数〔米子ー東京便〕 6便 543,947人 H25年度（目標 6便以上 50万人）
 - ・ 航空便数・搭乗者数〔鳥取ー東京便〕 5便 330,016人 H25年度（目標 5便以上 40万人）
 - ・ 交通網の充実（鳥取空港 5便化／米子空港 6便化 機材大型化／スカイマーク航路／クルーズ 船入港増加）
 - ・ 高速道路ネットワーク整備 H25年度 122.6km（目標 H30年度 153.8km）
 - ・ ブロードバンド（光ファイバー、ケーブルテレビ等を用いた通信回線）未整備市町村数を解消
 - ・ 地上デジタル放送視聴可能世帯割合 100%
- 企業の公益活動・社会貢献活動
 - ・ 企業等による森林保全活動「とっとり共生の森」参加企業数 H25年度 17社（目標 30社（H30年度））
 - ・ ふるさと納税パートナー企業 82社 H26.8（H23制度創設）
 - ・ ネーミングライツ（施設命名権）2件 H26.4

(1) 地域の資源や技術を新しい発想で組み合わせる新しい価値や産業を創造 ～「コラボ産業創造構想」

- ① 商工業、農林水産業、観光、福祉の各産業が連携し、地域資源の活用等により、1次産業から3次産業までの生産・加工・販売が連携した新産業（いわゆる6次産業）や新たな価値を創出します。これに伴い、就業機会も拡大します。
- ② 産学金官コンソーシアム（共同体）等の産学金官連携により企業支援を強化し、研究開発等の成果の円滑な事業化など、新事業の創出及び高付加価値化を促進します。
- ③ 農林水産業と商工業・観光との連携により、地域主導・民間主導のクラインガルテン（滞在型市民農園）等を増設します。
- ④ 農業県である鳥取県の特性も活かし、体験農園等の農業、グリーンツーリズム、エコツーリズムなどを活用した観光客誘致・地域間交流を促進します。

(2) 県民、企業、NPO、住民団体等が、自由にかつ連携して、自らの地域づくりに取り組む 「真の協働連携社会」の実現

- ① 協働推進のための新たなセンターを設置・活用し、地域で活躍する団体・「人財」（地域の宝である人材）の情報を発信・共有し、また、新たな「人財」を養成するとともに、そのような団体・「人財」が活躍できる場を作るなど、個々の活動がつながり合ってより大きな効果を生み出すといったネットワークによる地域づくりを全県で展開します。
 - このような地域づくりに係る情報等を共有し、できることから行政を含めた様々な主体が協働・連携を進めながら行動を起こし、成功体験を通して更に地域づくり活動が拡大していく循環を作っていきます。
 - この地域づくりは、鳥取県に居住している方々はもち論のこと、進学、転勤、IJUターン等の縁で県外から鳥取県に移住してきた方々、鳥取県とつながりのある県外の方々も活動に加わりやすい「開かれた」ものとしします。
- ② この活動を支えるため、次のような取組を進めます。
 - 地域の課題解決に向けた、県民、NPO、住民団体等の間あるいは行政との間の調整を行い、またネットワークの形成を支援します。
 - 県民、NPO、住民団体等の活動の発展に必要な知識、技能等を深めるセミナー、ワークショップ（参加型講習会）等を実施し、コーディネーター（調整役）を含め、地域活動を実践する「人財」を養成します。
 - 地域づくり活動の更なる活性化のため、地域づくりを進める団体の活動PR、顕彰等の情報発信を行います。
 - 若者も含め、従来よりも多様な各層の方が地域活動を行い、地域活性化に寄与するような環境を整備します。
 - 団塊の世代を中心に、仕事を退職して地域に戻った方やIJUターンをした方が、その豊富な経験や知識・技能を活かして、地域活動を行ったり、各種講座・催しの講師等になるなど、地域で活躍できる環境を整備します。
- ③ NPO等が行う様々な地域づくり活動に対して、行政が個別事案ごとにそのニーズに最も適した内容の支援や、その基礎となる環境づくり・基盤づくりを行うことで、NPO等が地域づくり活動を行いやすい体制を整備し、新たな協働活動やこれを支える担い手の増加を目指します。（鳥取県型の協働連携モデルを全県で展開）
 - 例えば、地域住民、NPO等が、公園、河川敷等の公共空間を利活用して地域づくりや賑わい創出をする際に、行政は協定等を活用し、その地域にあったスタイルで、円滑に活動が進むよう支援等を行います。
- ④ 県民、NPO、住民団体等から政策提案や、自ら企画し主体的に行政と協働しようという提案を行政が積極的に受け止め、より現場に適合した効果的な施策を展開します。

(3) 定住人口の減少を食い止め、新しい住民が増加～「鳥取来楽暮(とっとりこらぼ)」

- ① 県内企業の増設と県内外企業の新規立地の促進等を進めることなどによる若者などの県内就職先を充実させ、県外からの様々な形態での転入促進を図り、人口の社会増加を目指し、人口減少を食い止めます。
- ② 豊かな自然環境を活かした取組など本県が有する「強み」を伸ばし、「弱み」を克服する取組を進め、魅力ある地域を創るなど、定住人口の減少を抑制する取組を進めます。
- ③ 民間等と連携し、首都圏や中京・近畿圏など大都市を中心として有効な情報発信等を行い、移住定住先としての鳥取県の知名度の向上を目指します。本県の自然、食、顔が見えるネットワーク等に対する高い評価が定着することを目指します。
- ④ 移住・定住相談窓口の全県的な整備、移住定住サポートセンター（本県への移住定住についての総合窓口）におけるきめ細かな相談対応、近畿圏域等を重点地域とした移住・定住先としての鳥取県の魅力の効果的な情報発信など、IJUターン対策に積極的に取り組み、定住人口の増加を目指すとともに、二地域居住等の新しいスタイルの住民を増加させます。新たな住民が行う活動により地域が活性化し、更に新たな住民を呼び寄せ、増加させる大きなサイクルを形成します。
- ⑤ 移住者する方の、当面の生活費支援や、住宅の取得、通学費支援や奨学金など、きめ細かな移住支援の充実や、受入機運の醸成による地域に溶け込むことができるサポート体制を充実し、移住して就業したり、豊かな自然環境の中で中山間地域の生活を楽しんだり、文化・芸術の創作活動を目指す移住者の増加を目指します。
また、例えば、家庭菜園的な農業を始める際の行政の支援、ネットワークづくりなどを進めます。
- ⑥ そのほか、鳥取県の新しい魅力（例えば、「人づくりに熱心」、「安心して子育てができる」、「価値実感生活を満喫できる」等）を磨くなどの視点を持って、各種施策・対策（地域で「人財」（地域の宝である人材）を育てる「地域力」の強化、鳥取県の特長を生かした多様でたくましい「人財」の育成、高等教育を受ける機会の充実・強化、福祉・医療、防災など、安全に安心して暮らせる地域社会の形成、結婚しやすい環境・地域全体で子育てしやすい環境の整備、若者から高齢の方まで活動できる機会・環境の整備等）を総合的に進めることにより、人口の減少傾向に歯止めをかけます。

(4) 中山間地域の住民生活の安全・安心を確保した「持続可能な地域づくり」

- ① 「鳥取県みんなで取り組む中山間地域振興条例」に基づき行政、地域住民、NPO、民間事業者、大学、シンクタンク（政策研究機関）等の多様な主体が協働して取組を展開します。県は、中山間地域において重点的に取り組む施策に関する行動指針を策定します。著しい人口減少等によりごく少人数となった集落であっても、多様な主体が協働する取組等によって、その生活を支えます。
- ② 生活交通の確保、携帯電話など情報通信格差の解消、地域における保健医療・福祉サービスの充実による不安の解消、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備、地域の見守り活動・防犯活動の推進など、安全で安心な定住環境の確保・充実を目指します。民間企業等と協働した中山間地域での地域の見守り活動など、社会貢献活動を促進します。
- ③ 地域外からの若い人材のよびこみや、活動者や団体の育成によって、地域づくりを行う人材の充実につなげたり、組織的なネットワークを構築します。また、著しい人口減少・高齢化により地域社会の力が低下している地域において地域で協力し解決する共助システムを構築します。
- ④ 伝統行事、伝統文化、文化財等を維持・継承するとともに、そのための人材を育成します。
- ⑤ 農林業等の生産から販売までの体制強化をします。また、農林業等、商工業、観光業が連携し、地域資源を活用した新しい産業を創出するほか、農林業振興や起業・企業誘致などにより、中山間地域における雇用を創出します。中山間地域に不足しているサービスをビジネス的手法により提供するコミュニティビジネスを創出します。
- ⑥ 中山間地域と県内外の他地域との多様な交流を図り、元気な地域づくりを進めるほか、中山間地域の維持発展に対する県民等の理解と協力を深めます。豊かな自然、歴史、文化等がある中山間地域と医療、人材等の分野で広く機能を持つ県内都市地域との間における連携・協力を進めます。

- ⑦ 中山間地域の自然環境及び農地の保全を図り、防災及び水源のかん養等の公益的機能の維持強化を進めます。

(5)「交通基盤・情報基盤の充実」で利便性向上・地域の活性化

(5 - 1) 交通基盤の充実

- ① 鳥取自動車道に加え、山陰道の全線供用、山陰近畿自動車道（鳥取豊岡宮津自動車道）、北条湯原道路、江府三次道路など地域高規格道路の主要区間の供用開始等、鳥取県の産業活動等の骨格となる高速道路網を整備します。（全ての居住地から高速道路のインターチェンジまでの時間を概ね30分以内にします。）
- ② 国内便、国際便とも、航空便の利便性の更なる向上を目指します。また、北東アジアとの国際チャーター便（貸切りの国際航空便）の活性化等による国際路線の充実を目指します。
- ③ 中山間地域の生活道路や産業集積地への道路、安全安心な道路（通学路等の歩道整備、大規模地震等の非常事態に対応した交通の確保を図るための緊急輸送道路等）など、県民生活や地域振興などのために必要な道路を整備します。
- ④ 過疎地域の路線バスや若桜鉄道、NPO等による新たな交通手段等により、地域の実情・ニーズに合った生活交通体系を確保します。中心駅など、公共交通機関のバリアフリー化を進めます。
- ⑤ JR山陰線余部橋りょうの架け替えに伴い、強風等の影響を受けることがなくなることによる運行の定時制の確保を生かし、特急・普通列車の増便、列車の直通運行や乗継改善を図ることにより、県民の利便性を向上させるとともに、近畿圏域等からの観光客の誘致等を進めます。
- ⑥ 鳥取自動車道の開通と、JR・智頭急行等の利便性向上との相乗効果により近畿圏域及び山陽方面、更には名古屋方面からの観光客が全体として増えるよう、キャンペーン等のソフト面、特急の増便、鉄道を活用した新たな旅の創造などについて、行政、JRのほか旅行会社等の関係機関が協力・提携して観光客誘致活動への取組を進めます。
- ⑦ 高速化したJR山陰線・智頭線・JR因美線・JR伯備線の更なる高速化・利便性の向上を図るほか、高速鉄道網の整備に向けて関係県と連携して検討します。

(5 - 2) 情報通信基盤の充実

- ① 全居住地域で携帯電話の不感地区（携帯電話の電波が届かないため利用できない地区）を解消します。
- ② ケーブルテレビ整備などにより、ブロードバンド環境の世帯カバー率を100%にします。
- ③ 地上デジタル放送の視聴可能世帯を100%にします。
- ④ 県民が必要としているシステムの構築等により、情報通信技術を活用した質の高い行政サービスを提供します。情報通信技術を活用し、防災情報その他の各種情報の提供や一人暮らしの高齢の方の安否確認を行うなど、中山間地域における安全・安心、利便性を確保します。

(6) 魅力があふれ、人が集う「にぎわいまちづくり」

- ① 県民と行政が協働して商業、医療等の機能をまちなかへ集約・誘導したり、地域の選択により、都市部郊外における大規模商業施設等の大規模な集客施設の立地を規制することなどにより、地域の特性に応じて、既存の道路、公共交通機関等の都市機能を有効活用し、その周辺部にある豊かな自然を守り、できる限り自家用車に頼らず暮らせるまちづくり（コンパクトなまちづくり）を推進します。郊外、中山間地域に居住する者のアクセスを改善することと相まってにぎわいのあるまちづくりを進めます。
- ② 市街地などの「まちなか」における、高齢化の進展、商店街の衰退等に伴う買い物弱者の発生、空き家の増加、災害時対応への不安など、新たな課題に対応し、地域住民が安心して元気に暮らせるまちづくりを推進します。
- ③ 高齢の方、障がいのある方、妊産婦等を取り巻く様々な障壁を除去し、誰もが、自らの意思で行動でき、政治、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加することができるまちづくりを推進します。
- ④ 鳥取県に古くからある歴史的な建築物やまちなみを保全・再生するとともに、美しい景観を保全・創出し、快適なまちなみを形成します。
- ⑤ 住民自らの手により、地域での緑花活動が活発に行われ、身近な生活の場に花や緑あふれる快適で魅力あるまちづくりを推進します。
- ⑥ 商店街における事業者間連携の支援など、元気な商店街の創出を支援し、市街地に、生活の利便性と生活文化を提供する特色のある、住民と直結した商店街を形成します。
- ⑦ 若者や退職者など様々な新規起業者の参入を促進します。商店街ににぎわいを創出し、地域産業を再生します。
- ⑧ 地域自らが考え、取り組むにぎわいのあるまちづくり活動に対して、行政がその取組内容に応じたサポートをします。

(7) 地域の力となり、企業の利益にもつながる「企業の公益活動・社会貢献活動」

- ① 「とっとり共生の森」、「カーボンオフセット」、子育て応援パスポートや、ネーミングライツ（施設命名権）、地域の見守り活動など、企業の公益活動・社会貢献活動を促進します。
- ② 更に、次のような様々な分野での企業の公益活動・社会貢献活動を促進し、地域、企業の双方の利益が拡大することを目指します。また、このような企業の公益活動・社会貢献活動を県民に知らせ、県民も一緒になって取り組んだりすることにより更に大きな活動となるよう、行政がサポートします。
 - 地域の福祉を支える活動
 - 地域のスポーツを支え、振興に寄与する活動
 - コンサート等の文化・教育に関する活動
 - 地域の美化、清掃活動等の環境に関する活動
 - その他、男女共同参画や青少年健全育成、国際交流の分野など、地域とともに活動することにより、地域の力がつくとともに、企業のイメージ・利益向上にもつながる活動